

伊 勢 市 公 報

第 163 号
平成 24 年 8 月 20 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例	2
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	7
規 則	
○ 伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則	11
告 示	
○ 道路の区域変更について	31
○ 道路の供用開始について	32
○ 指定地域密着型サービス事業の廃止について	33
○ 市道の路線の認定について	34
○ 道路の区域の決定について	36
○ 道路の供用開始について	37
○ 伊勢都市計画公園の変更について	39
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	40
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	41
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	42
上下水道告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	43
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	44
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	45
○ 都市計画事業の認可について	46
○ 都市計画事業の図書の写しの縦覧について	47
○ パブリックコメントの実施について	48
○ 公示送達	51
○ 公示送達	53

伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例をここに公布する。

平成 24 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 19 号

伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、中心市街地における都市機能を再生するために奨励制度を講ずることにより、中心市街地の活性化を図るとともに、雇用の促進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 相当数の小売商業者及び相当数の都市機能が集積し、市の中心としての役割を果たしている市街地で、市長が指定する区域をいう。
- (2) 都市機能再生事業 中心市街地において行う次に掲げる事業のうち市長が適当と認めたものをいう。
 - ア 市街地再開発事業 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業をいう。
 - イ 優良建築物等整備事業 市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業をいう。
 - ウ 都市機能更新誘導地区事業 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 3 項第 2 号の規定により、建築物の容積率を 500 パーセント以上に定めた地区において施行する市街地再開発事業又は優良建築物等整備事業に関連して行われる駐車場、店舗、事務所の整備等を行う事業をいう。
- (3) 施行者 前号に掲げる都市機能再生事業を施行する者をいう。
- (4) 建物等 施行者が都市機能再生事業により整備した施設をいう。

- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げるものをいう。
- (6) 供用開始日 建物等の供用を開始した日をいう。
- (7) 新規常時雇用従業員 建物等で事業を営む店舗等において、通常の状態の下に常時雇用する従業員（日々雇い入れられる者を除く。）のうち、当該事業の開始に伴って増加する者（純増する場合に限る。）。ただし、同一事業主において本市の区域内の他の店舗等から移動した場合を除く。

（奨励金）

第 3 条 市長は、次条第 2 項の指定を受けた都市機能再生事業（以下「指定事業」という。）に関し、次の各号に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 都市機能再生奨励金 施行者、都市機能再生事業が施行された土地の所有者（以下「土地所有者」という。）及び建物等において事業を営む者（以下「店舗営業者等」という。）に対し、供用開始日以後、最初に固定資産税が賦課される年度の翌年度から 5 年間交付するものとし、その額は、当該都市機能再生事業に係る土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額に相当する金額に 100 分の 100 を乗じて得た額（その額が 3 億円を超える場合は、3 億円を限度とする。）とする。
- (2) 雇用奨励金 店舗営業者等に対し、供用開始日から 3 年以内において 1 回に限り、本市に住所を有する新規常時雇用従業員 5 人以上（中小企業者にあつては、3 人以上）を事業を開始した日から引き続き 1 年以上雇用した場合に交付するものとし、その額は、当該新規常時雇用従業員の数に 20 万円を乗じて得た額（その額が 4,000 万円を超えるときは、4,000 万円とする。）とする。

2 奨励金の交付の時期は、次のとおりとする。

(1) 都市機能再生奨励金は、供用開始日以後、前項第1号に規定する年度ごとに当該年度に係る同号に規定する固定資産税を完納した日の属する年度の翌年度に交付するものとする。

(2) 雇用奨励金は、当該申請のあった年度の翌年度に交付するものとする。

(都市機能再生事業の指定の申請等)

第4条 施行者は、指定事業の指定を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請が適当と認めるときは、指定を行うものとする。

(都市機能再生事業の指定の取消等)

第5条 市長は、指定事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

(1) 都市機能再生事業に該当しなくなったとき。

(2) 都市機能再生事業を廃止し、又は休止したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(奨励金の交付の申請等)

第6条 奨励金の交付を受けようとする指定事業の施行者、土地所有者又は店舗営業者等（以下「交付申請者」という。）は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の交付の決定の際に、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、前条第2項の規定により奨励金の交付の決定を受けた交付申請者（以下「奨励金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付の決定を取り消すことができる。

(1) 賦課された市税に滞納があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、市長は、奨励金交付決定者に対し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(地位の承継)

第8条 相続、合併、営業譲渡等により施行者、土地所有者又は店舗業者等の地位を承継しようとする者は、市長の承認を得て、奨励金の交付に関し、その地位を承継することができる。

(奨励金の交付)

第9条 奨励金交付決定者は、市長に対し奨励金の交付を請求することができる。

2 市長は前項の請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(報告及び調査)

第10条 市長は、奨励金交付決定者に対し、必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 20 号

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成 17 年伊勢市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「全出力 20 キロワット以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（急速充電設備）

第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 50 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、

地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

第12条第2項中「前条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第11条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第11条第1項第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この条例による改正後の伊勢市火災予防条例第 11 条の 2 の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則をここに公布する。

平成 24 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 36 号

伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例（平成 24 年伊勢市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定区域)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号に規定する市長が指定する区域は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条に基づき平成 23 年 3 月に作成された都市再生整備計画で定めた山田ルネサンスゾーン地区とする。

(都市機能再生事業の基準)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号に規定する市長が適当と認める都市機能再生事業の基準は、別表に定めるとおりとする。

(指定の申請)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定により指定を受けようとする施行者は、建物等の供用開始日の 30 日前までに伊勢市都市機能再生事業指定申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(指定及び通知)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、伊勢市都市機能再生事業指定書（様式第 2 号）を当該施行者に交付するものとする。

(供用開始届)

第 6 条 前条の規定により伊勢市都市機能再生事業指定書の交付を受けた施行者（以下「指定事業施行者」という。）は、指定を受けた事業（以下「指定事業」という。）の供用開始日から 10 日以内に伊勢市都市機

能再生事業供用開始届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第7条 指定事業施行者は、指定事業の変更しようとするときは、伊勢市都市機能再生事業変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（廃止又は休止の届出）

第8条 指定事業施行者は、指定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、速やかに伊勢市都市機能再生事業廃止（休止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付の申請）

第9条 条例第6条の規定により奨励金の交付を受けようとする施行者、都市機能再生事業が施行された土地の所有者（以下「土地所有者」という。）又は建物等において事業を営む者（以下「店舗営業者等」という。）は、伊勢市都市機能再生事業都市機能再生奨励金交付申請書（様式第6号。以下「都市機能再生奨励金交付申請書」という。）又は伊勢市都市機能再生事業雇用奨励金交付申請書（様式第7号。以下「雇用奨励金交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 奨励金の交付を受けようとする施行者、土地所有者又は店舗営業者等（以下「交付申請者」という。）は、前項に規定する都市機能再生奨励金交付申請書を奨励金の対象となる各年度の固定資産税を納付した日の属する年度の翌年度の4月1日から4月30日までの間に提出しなければならない。

3 交付申請者は、第1項に規定する雇用奨励金交付申請書を供用開始日から3年を経過した日の30日後までの間に提出しなければならない。

（奨励金の額の決定及び通知）

第10条 市長は、前条に規定する都市機能再生奨励金交付申請書又は雇用

奨励金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付する奨励金の額を決定した場合は、その旨を伊勢市都市機能再生事業奨励金交付決定通知書（様式第 8 号）により当該交付申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第 11 条 前条の規定による通知を受けた交付申請者で、奨励金の請求を行おうとする者は、伊勢市都市機能再生事業奨励金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

（地位の承継の申請）

第 12 条 条例第 8 条の規定により、奨励金の交付に関し、その地位を承継しようとする者（以下「地位承継申請者」という。）は、施行者、土地所有者又は店舗営業者等の地位を承継した日から 30 日以内に伊勢市都市機能再生事業地位承継申請書（様式第 10 号）に、承継の事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承継が適当と認めるときは、伊勢市都市機能再生事業地位承継承認書（様式第 11 号）により、当該地位承継申請者に通知するものとする。

（補則）

第 13 条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する

別表（第3条関係）

区分	基準
市街地再開発事業	市街地再開発事業（組合施行、再開発会社施行、個人施行、独立行政法人都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行）等に係る国庫補助採択基準及び実施要領（昭和61年建設省住街発第34号）第2に適合するもので、建物等が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する風俗営業等その他これらに類する営業の用に供されないものであること。
優良建築物等整備事業	<p>次の各号に掲げる基準のすべてを満たすものであること。</p> <p>(1) 次に掲げる事業で、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年建設省住街発第63号。以下「制度要綱」という。）第4に規定する建築物及びその敷地の基準を満たすものをいう。</p> <p>ア 制度要綱第2第3号に規定する優良再開発型優良建築物等整備事業</p> <p>イ 制度要綱第2第4号に規定する市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業</p> <p>ウ 制度要綱第2第5号に規定する既存ストック再生型優良建築物等整備事業</p> <p>(2) 建物等がに規定する風俗営業等その他これらに類する営業の用に供されないものであること。</p>
都市機能更新誘導地区事業	<p>次の各号に掲げる基準のすべてを満たすものであること。</p> <p>(1) 市街地再開発事業又は優良建築物等整備事業の施行者が、当該事業と一体的に行う駐車場、店舗、事務所等建物の整備するものであること。</p> <p>(2) 建物等が風営法第2条に規定する風俗営業等その他これらに類する営業の用に供されないものであること。</p>

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

施行者

住 所

(法人にあっては、その主たる事業所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

伊勢市都市機能再生事業指定申請書

伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例第4条の規定による都市機能再生事業の指定を受けたいので、同条例施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 種別

- 市街地再開発事業
- 優良建築物等整備事業
- 都市機能更新誘導地区事業

2 対象地

3 工事の完成予定年月日 年 月 日

4 供用開始予定年月日 年 月 日

5 奨励金申請者予定件数

- 都市機能再生奨励金 件
- 雇用奨励金 件

添付書類

法人登記簿謄本
定款又はこれに類するもの(規約)
事業概要書
建物等の位置図
建物等の配置図
建物等の平面図
その他市長が必要と認める書類
関係書類(別紙—1、2のとおり)

別紙— 1

(都市機能再生奨励金関係)

1 店舗、建物等の名称、土地の所在地

2 代表者氏名

3 電話番号

4 対象固定資産 (計画)

土地

所在地番	地積	備考
	m ²	

家屋

所在地番	床面積	構造	用途	備考
	m ²			

償却資産 (有 ・ 無)

別紙— 2

(雇用奨励金関係)

1 店舗等の所在地

2 店舗等の名称

3 代表者氏名

4 電話番号

5 店舗等の内容

6 営業開始予定年月日 年 月 日

7 常時雇用従業員数(予定) 男 人、女 人、計 人
うち本市在住新規常時雇用従業員数 男 人、女 人、計 人

様式第2号(第5条関係)

第 年 月 日

様

伊勢市長

印

伊勢市都市機能再生事業指定書

年 月 日付けで申請のありました都市機能再生事業の指定については、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例第4条の規定に基づき、下記のとおり指定します。

記

- 1 事業指定番号 第 号
- 2 対象地

伊勢市都市機能再生事業供用開始届

(宛先)伊勢市長

住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

指定事業の供用を開始したので、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業指定番号 第 号
- 2 事業指定年月日 年 月 日
- 3 対象地
- 4 供用開始年月日 年 月 日
- 5 供用開始時の土地、建物、店舗等の概要
都市機能再生奨励金関係 別紙-1
雇用奨励金関係 別紙-2

別紙— 1

(都市機能再生奨励金関係)

1 店舗、建物等の名称、土地の所在地

2 代表者氏名

3 電話番号

4 対象固定資産

土地

所在地番	地積	固定資産額
	m ²	円

家屋

所在地番	床面積	構造	用途	固定資産額
	m ²			円
	m ²			円
	m ²			円
	m ²			円

償却資産

固定資産額 一式

円

別紙— 2

(雇用奨励金関係)

- 1 店舗等の所在地
- 2 店舗等の名称
- 3 代表者氏名
- 4 電話番号
- 5 店舗等の内容
- 6 営業開始年月日 年 月 日
- 7 常時雇用従業員数 男 人、女 人、 計 人
 うち本市在住新規常時雇用従業員数 男 人、女 人、 計 人

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

伊勢市都市機能再生事業変更届

(宛先)伊勢市長

住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

⑩

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

指定事業の内容に変更が生じたので、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業指定番号 第 号
- 2 事業指定年月日 年 月 日
- 3 対象地
- 4 変更事項
- 5 変更理由

伊勢市都市機能再生事業廃止(休止)届

(宛先)伊勢市長

住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

都市機能再生事業を廃止・休止したので、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業指定番号 第 号
- 2 事業指定年月日 年 月 日
- 3 対象地
- 4 廃止年月日又は休止の期間
- 5 廃止又は休止の理由

(宛先) 伊勢市長

住 所
(法人にあっては、その主たる事業所の所在地)
氏 名 ④
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

伊勢市都市機能再生事業都市機能再生奨励金交付申請書

伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例第3条の規定による都市機能再生奨励金の交付を受けたいので、同条例第6条及び同条例施行規則第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

(都市機能再生事業)

- | | | | | |
|---|---------|---|---|---|
| 1 | 事業指定番号 | 第 | | 号 |
| 2 | 事業指定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 対象地 | | | |
| 4 | 供用開始年月日 | 年 | 月 | 日 |

(都市機能再生奨励金)

- | | | | | | | |
|---|------------------------------|----|---|---|---|-----|
| 1 | 店舗、建物等の名称、所在地
または土地の所在地 | | | | | |
| 2 | 第 回都市機能再生奨励金交付申請額 | | | | 円 | |
| 3 | 都市機能再生奨励金の受領額、奨励金交付決定年月日及び番号 | | | | | |
| | 第1回目の受領額 | 円、 | 年 | 月 | 日 | 第 号 |
| | 第2回目の受領額 | 円、 | 年 | 月 | 日 | 第 号 |
| | 第3回目の受領額 | 円、 | 年 | 月 | 日 | 第 号 |
| | 第4回目の受領額 | 円、 | 年 | 月 | 日 | 第 号 |

添付書類 伊勢市都市機能再生事業指定書の写し
法人登記簿謄本
定款又はこれに類するもの(規約)
固定資産税納税証明書(年度分)
市税の完納証明書
その他市長が必要と認める書類

(宛先) 伊勢市長

住 所
(法人にあっては、その主たる事業所の所在地)
氏 名 ④
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

伊勢市都市機能再生事業雇用奨励金交付申請書

伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例第3条の規定による雇用奨励金の交付を受けたいので、同条例第6条及び同条例施行規則第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

(都市機能再生事業)

- | | | | | |
|---|---------|---|---|---|
| 1 | 事業指定番号 | 第 | | 号 |
| 2 | 事業指定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 対象地 | | | |
| 4 | 供用開始年月日 | 年 | 月 | 日 |

(雇用奨励金)

- | | | | | | | | |
|---|--|---|---|-----|-----|-----|----|
| 1 | 店舗等の名称 | | | | | | |
| 2 | 事業開始日 | 年 | 月 | 日 | | | |
| 3 | 常時雇用従業員数 | 年 | 月 | 日現在 | 人(男 | 人、女 | 人) |
| | うち本市に住所を有する新規常時雇用従業員で事業を開始した日から引き続き1年以上雇用した数 | | | | 人(男 | 人、女 | 人) |
| 4 | 雇用奨励金申請額 | | | | 円 | | |

添付書類 伊勢市都市機能再生事業指定書の写し
法人登記簿謄本
定款又はこれに類するもの(規約)
雇用関係書類
本市在住新規常時雇用従業員の住民票の写し
市税の完納証明書
その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号(第10条関係)

年 第 号
月 月 日

様

伊勢市長

印

伊勢市都市機能再生事業奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました奨励金については、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例第 6 条及び同条例施行規則第10条の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 店舗、建物等の名称、所在地又は土地の所在地

- 2 奨励金の名称及び交付額
 - 第 回都市機能再生奨励金 円

 - 雇用奨励金 円

- 3 交付の条件

伊勢市都市機能再生事業奨励金交付請求書

(宛先)伊勢市長

住 所
 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 氏 名 ④
 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた奨励金について、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例第9条及び同条例施行規則第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 奨励金の名称及び交付請求額

- 第 回都市機能再生奨励金 円
 雇用奨励金 円

2 口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信漁連	支店名	支店
口座種別	普通・当座		
口座番号			
ふりがな			
口座名義			

伊勢市都市機能再生事業地位承継申請書

(宛先)伊勢市長

住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

伊勢市都市機能再生事業の奨励金の交付に関し、施行者、土地所有者又は店舗営業者等の地位を承継することについて承認を受けたいので、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例第8条及び同条例施行規則第12条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業指定番号		第	号
被承継者	住所（法人にあっては、その主たる事業所の所在地）		
	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		
当該事業の承継年月日		年	月 日
承継したもの			
承継の理由			

添付書類

伊勢市都市機能再生事業指定書の写し

伊勢市都市機能再生事業奨励金交付決定通知書の写し（直近のもの）

地位の承継を明らかにする書類

その他市長が必要と認める書類

様式第11号(第12条関係)

第 年 月 日
号 日

伊勢市都市機能再生事業地位承継承認書

様

伊勢市長 印

年 月 日付けで申請のありました、奨励金の交付に関する地位の承継について、下記のとおり承認しましたので、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

- 1 被承継者の名称及び所在地
- 2 承継者の名称及び所在地
- 3 承継の理由

伊勢市告示第 106 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 24 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 27 号線	小俣町明野 1122 番 1 地内から 小俣町明野 1102 番地内まで	旧	5.0 ～ 9.4	90.0
			新	8.5 ～ 29.6	58.0

伊勢市告示第 107 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣 27 号線	小俣町明野 1122 番 1 地内から 小俣町明野 1102 番地内まで	平成 24 年 8 月 17 日

伊勢市告示第 108 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 の第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号の規定により、次のとおり告示します。

平成 24 年 8 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

株式会社 きらく

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名称 夜間対応型訪問介護きらくえん伊勢

所在地 伊勢市藤里町字高原 166 番地 10

3 廃止の年月日

平成 24 年 7 月 31 日

4 サービスの種類

夜間対応型訪問介護

伊勢市告示第 109 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 24 年 8 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
鹿海 24- 1 号線	黒瀬町字桜木 1237 番 21 地先		
	鹿海町字前山 3433 番 100 地先		
鹿海 24- 2 号線	鹿海町字前山 3430 番 17 地先		
	鹿海町字前山 3430 番 16 地先		
鹿海 24- 3 号線	鹿海町字前山 3430 番 25 地先		
	鹿海町字北岡 1669 番 5 地先		
鹿海 24- 4 号線	鹿海町字前山 3430 番 46 地先		
	鹿海町字前山 3433 番 110 地先		
鹿海 24- 5 号線	鹿海町字前山 3430 番 65 地先		
	鹿海町字前山 3433 番 32 地先		

鹿海 24-6 号線	鹿海町字前山 3433 番 56 地先		
	鹿海町字前山 3433 番 75 地先		
相合 24-7 号線	小俣町相合 883 番 4 地先		
	小俣町相合 883 番地先		
神久 2 丁目 24-8 号線	神久 2 丁目 912 番 3 地先		
	神久 2 丁目 912 番 10 地先		
神久 2 丁目 24-9 号線	神久 2 丁目 912 番 17 地先		
	神久 2 丁目 912 番 19 地先		
神久 2 丁目 24-10 号線	神久 2 丁目 917 番 5 地先		
	神久 2 丁目 917 番 1 地先		

伊勢市告示第 110 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 8 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	鹿海 24-1 号線	10.0 ～ 17.0	697
市 道	鹿海 24-2 号線	6.0 ～ 13.0	31
市 道	鹿海 24-3 号線	6.0 ～ 13.0	200
市 道	鹿海 24-4 号線	6.0 ～ 13.0	738
市 道	鹿海 24-5 号線	6.0 ～ 13.0	213
市 道	鹿海 24-6 号線	6.0 ～ 13.0	36
市 道	相合 24-7 号線	6.0 ～ 9.5	37
市 道	神久 2 丁目 24-8 号線	6.0 ～ 23.0	58
市 道	神久 2 丁目 24-9 号線	6.0 ～ 13.0	43
市 道	神久 2 丁目 24-10 号線	6.0 ～ 13.0	41

伊勢市告示第 111 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 8 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
鹿海 24-1 号線	黒瀬町字桜木 1237 番 21 地先 鹿海町字前山 3433 番 100 地先	平成 24 年 8 月 15 日
鹿海 24-2 号線	鹿海町字前山 3430 番 17 地先 鹿海町字前山 3430 番 16 地先	平成 24 年 8 月 15 日
鹿海 24-3 号線	鹿海町字前山 3430 番 25 地先 鹿海町字北岡 1669 番 5 地先	平成 24 年 8 月 15 日
鹿海 24-4 号線	鹿海町字前山 3430 番 46 地先 鹿海町字前山 3433 番 110 地先	平成 24 年 8 月 15 日
鹿海 24-5 号線	鹿海町字前山 3430 番 65 地先 鹿海町字前山 3433 番 32 地先	平成 24 年 8 月 15 日

鹿海 24-6 号線	鹿海町字前山 3433 番 56 地先 鹿海町字前山 3433 番 75 地先	平成 24 年 8 月 15 日
相合 24-7 号線	小俣町相合 883 番 4 地先 小俣町相合 883 番地先	平成 24 年 8 月 15 日
神久 2 丁目 24-8 号線	神久 2 丁目 912 番 3 地先 神久 2 丁目 912 番 10 地先	平成 24 年 8 月 15 日
神久 2 丁目 24-9 号線	神久 2 丁目 912 番 17 地先 神久 2 丁目 912 番 19 地先	平成 24 年 8 月 15 日
神久 2 丁目 24-10 号線	神久 2 丁目 917 番 5 地先 神久 2 丁目 917 番 1 地先	平成 24 年 8 月 15 日

伊勢市告示第 112 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年 8 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類
伊勢都市計画公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成24年8月10日

伊勢市教育委員会
委員長 楠田 英子

記

- 1 日 時 平成24年8月17日（金）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第23号 平成24年度教育関係補正予算（第4号）について
 - 議案第24号 伊勢市体育施設条例の一部改正について
 - 議案第25号 平成24年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書（案）について

伊勢市選挙管理委員会告示第 41 号

平成 24 年 9 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 8 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 9 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの 5 日間
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市選挙管理委員会告示第 42 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人

名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 8 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 9 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの 5 日間
(公職選挙法施行令第 23 条の 11)

伊勢市上下水道事業告示第 24 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 24 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
323	喜田設備工業	鈴鹿市寺家町 1499 番地 3	平成 24 年 7 月 27 日

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 24 年 8 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
363	喜田設備工業	鈴鹿市寺家町 1499 番地 3	平成 24 年 8 月 6 日

伊勢市公告第 47 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 24 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第48号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第62条第 1 項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成24年三重県告示第 463 号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業 3・2・1号外宮度会橋線

2 施行者の名称

伊勢市

3 事務所の所在地

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市都市整備部基盤整備課

4 事業地の所在

伊勢市吹上 1 丁目地内

伊勢市公告第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年8月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業 3・2・1号外宮度会橋線

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部基盤整備課

伊勢市公告第 50 号

伊勢市避難所指定基準を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市避難所指定基準（案）を公表します。

なお、伊勢市避難所指定基準（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 24 年 8 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市避難所指定基準（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市総務部危機管理課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 浜郷支所
- (9) 宮本支所
- (10) 豊浜支所

- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 24 年 9 月 18 日（火）

至 平成 24 年 10 月 19 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「伊勢市避難所指定基準（案）」に対する意見として伊勢市総務部危機管理課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市総務部危機管理課 伊勢市役所東庁舎 3階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 危機管理課

ファクシミリ 0596-20-3151

電子メール kikikanri@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成24年10月19日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市危機管理課 電話 0596-21-5523

伊勢市公告第 51 号

公 示 送 達

下記の者の平成 24 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 24 年 8 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
長崎 幸司	伊勢市尾上町 1 番 3 伊勢ハイツ 9 号	0300423878
藤本 ミツ子	伊勢市大世古 3 丁目 1 番 2 号	0300071730
中北 昭博	伊勢市川端町 130 番 7	0300329711
小津 幸三郎	伊勢市吹上 2 丁目 9 番 34 号 株式会社丸二内	0300203900
大谷 涼	伊勢市神久 5 丁目 8 番 46 号	0300269008
浦田 幸司	伊勢市浦口 2 丁目 1 番 6 号	0300417532
池永 公正	伊勢市馬瀬町 649 番地 4 中北マンション 206 号	0300409901

久世 修	伊勢市馬瀬町 614 号 15	0300205524
猪野 楠衛	伊勢市岡本 1 丁目 18 番 43 号	0300137714
中村 幸三	伊勢市旭町 444 番地 1 市営住宅やすらぎ団地 3 号	0300423480
東 保雄	伊勢市中島 2 丁目 16 番 3 号	0300409893
上田 進	伊勢市横輪町 360 番地	0300351889
川面 利三	伊勢市小俣町宮前 633 番地 1 メゾン宮前 A-205	0300359650
福井 公子	伊勢市吹上 2 丁目 5 番 41 号	0300421591
秋豆 正司	伊勢市浦口 4 丁目 6 番 21 号	0300423894
山北 克己	伊勢市二俣 4 丁目 4 番 15 号	0300423894
中森 靖夫	伊勢市楠部町 67 番地 14	0300300266
鹿海 厚子	伊勢市小木町 416 番地 1	0300310877
鹿海 稔久	伊勢市小木町 416 番地 1	0300204053

伊勢市公告第 52 号

公 示 送 達

下記の者の平成 24 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 24 年 8 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所	記号番号
中井 広己	伊勢市吹上 2 丁目 12 番 31 号 春代荘	15196
平田 有弘	伊勢市浦口 3 丁目 2 番 11 号	28363
北村 明久	伊勢市西豊浜町 5432 番地 4	31994
石井 肇	伊勢市船江 4 丁目 9 番 14 号	33734
天白 善哉	伊勢市船江 3 丁目 15 番 2 号 むつみ荘	56826
内山 剛志	伊勢市宮町 2 丁目 10 番 21 号	60613
花輪 知希	伊勢市中村町 541 番地 2 ウエストリバーマンション 307	67287
佐々木 瞳	伊勢市西豊浜町 174 番地 6	69705

北嶋 健二	伊勢市大湊町 1234 番地 1 メリヴェール 102 号	70976
橋本 晃	伊勢市神田久志本町 1467 番地 4 杉沢ハイツ 306 号	83746
東川 宗生	伊勢市大世古 4 丁目 5 番 5 号 コーポコスモス 206 号室	109528
夏目 英樹	伊勢市古市町 233 番地 シャトーTANIGUCHI 3F A	143294
大谷 涼	伊勢市神久 5 丁目 8 番 46 号 神久荘	147857
大道 佐歳	伊勢市津村町 1422 番地 19	159993
東 保雄	伊勢市中島 2 丁目 16 番 3 号	160280
下村 忠一	伊勢市常磐 2 丁目 11 番 4 号	164026
奥野 誠	伊勢市岩淵 3 丁目 10 番 26 号	200235
上山 千浩	伊勢市大湊町 328 番地 幸紀 103 号	249489
小牧 修	伊勢市常磐町 115 番地 11	254547
杉原 清美	伊勢市一之木 4 丁目 2 番 33 号 市営住宅一之木第 2 団地 7 号	301834
和田 典子	伊勢市宮町 2 丁目 10 番 2 号 宮町マンション 105 号	356581
中森 靖夫	伊勢市楠部町 67 番地 14 斗南荘 11 号	472909
出谷 豊	伊勢市宇治浦田 3 丁目 48 番 18 号	481694
岩本 永熙	伊勢市神久 1 丁目 6 番 3 号	546208
世古 康弘	伊勢市大湊町 1118 番地 137	580455
宮本 文男	伊勢市佐八町 1695 番地 4 ルミナエル 301 号	651560
出口 日出夫	伊勢市有滝町 2071 番地 1	670578
尾形 明	伊勢市吹上 2 丁目 9 番 33 号	693231
村本 恵里	伊勢市有滝町 2014 番地	805596
村岡 由紀彦	伊勢市桜木町 85 番地 95	809721
羽根 源紀	伊勢市上野町 307 番地 84	817279

服部 和俊	伊勢市小俣町元町 347 番地 6 アメニティメゾン A103	820685
高瀬 しず子	伊勢市船江 3 丁目 10 番 22 号 角谷ハイツ 21 号	827129
鹿海 稔久	伊勢市小木町 416 番地 1	913051
下村 廣	伊勢市二見町茶屋 292 番地	1002417
因幡 悠	伊勢市二見町松下 1742 番地 9 海の蝶寮 D209	1046258
岩田 実	伊勢市小俣町明野 541 番地 4 2 棟 109 号	2069101
PHANCHON KULNAT	伊勢市小俣町元町 1438 番地 2	2100822
吉村 勉	伊勢市桜木町 171 番地 4	2114155
柳浦 淳	伊勢市小俣町明野 1310 番地 2 インシエーメ 106 号	2115756
村田 雅彦	伊勢市御菌町長屋 260 番地 2	3028825
松浦 ひろみ	伊勢市船江 2 丁目 10 番 29 号 ジョイフル伊勢 101	5003574
梅田 智周	伊勢市村松町 1381 番地 18	33841
中村 吉臣	伊勢市大湊町 1226 番地 3 ミレニアム古川 105 号	87244
大門 正明	静岡県浜松市中区泉 2 丁目 8 番 2 号	89190
黒瀬 陽介	伊勢市尾上町 70 番地 17	91443
大橋 晃洋	伊勢市大湊町 513 番地 85	530723
牧 光一	伊勢市下野町 450 番地 1	626779
南谷 照美	伊勢市二俣 1 丁目 3 番 16 号	870110
井上 み江子	伊勢市二見町山田原 305 番地	1029667
河邊 元樹	伊勢市小俣町元町 191 番地 海香荘 6 号室	2083705
上田 教生	伊勢市小俣町湯田 332 番地 1 メゾンレトワール 202 号	2090916
林 和成	伊勢市御菌町王中島 792 番地 2 コーポみその 102	3031010

藪根 新一	伊勢市御菌町高向 814 番地 2 西村ハイツH号	3042067
三宅 誠子	伊勢市小俣町本町 585 番地 3	708766
飯野 峻也	伊勢市宇治浦田 3 丁目 16 番 17 号 マンションハナヤマ 202	621464
稲森 修	伊勢市小俣町明野 364 番地 太陽荘	2033222